

# インフルエンザ様疾患に係る「学校感染症証明書」 様式の変更について（お知らせとお願い）

平成27年度よりインフルエンザ様疾患に限り、従来の「学校感染症証明書」の様式を下記のとおり変更いたします。お子様がインフルエンザ様疾患に感染された場合には、ご対応くださいますようお願いいたします。

## <従来>

主治医宛の用紙「学校感染症証明書」を学校からお渡しし、完治したときに医療機関で記入していただき、学校に提出していただきました。

## <変更>

インフルエンザ様疾患に感染し、出席停止の必要が生じた場合、以下のような手順に変更いたします。

- ① 医療機関を受診し、インフルエンザ様疾患と診断された場合、学校へ連絡してください。学校から「インフルエンザ罹患による欠席報告書」をお渡しします。もしくはこのホームページからダウンロードしてください。
- ② 医師の診断に従い、必要事項を記入し、お子さんの登校時に「インフルエンザ罹患による欠席報告書」を学校へ持たせてください。  
※この文書は保護者様に記入いただくものですので、医療機関に提出していただく必要はありません。

## インフルエンザの出席停止期間

**出席停止基準** 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで  
（「発症した日」「解熱した日」がそれぞれ起算日（0日目）となります。）

〈例えば、発症後2日目に解熱した場合〉



※従いまして、5日以上は欠席していただくことになります。

- ◇ インフルエンザ様疾患以外の感染症で出席停止となった場合は、これまで通り医療機関で記入いただいた学校感染症証明書が必要になります。